

## 目次

1. e-Rad 関連.....	1
2. 助成事業全般.....	4
3. 提案内容関連.....	5
(ア) 全般.....	5
(イ) 海外連携.....	6
(ウ) リアルデータ関連.....	6
4. 経費計上関連.....	7
5. 提案体制関連.....	9
6. 審査関連.....	12
7. 事業期間中・終了後.....	14
8. 成果の取り扱い.....	16
9. 今後の公募予定について.....	17

## ご参考

2020 年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

e-Rad ヘルプデスク

<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

## 1. e-Rad 関連

Q1-1. 通常の NEDO の公募では印刷提出用提案書の様式があるが、この公募では e-Rad のフォームに情報を入力、必要な様式・書類のファイルをアップロードすれば応募可能なため、印刷して提出する必要はないということか？

A1-1. その通りです。なお、e-Rad のユーザー登録（研究機関登録）には1～2週間ほど時間がかかるときのいておりますのでご応募を検討されているのであれば、まずは e-Rad の研究機関登録をお願いいたします。

Q1-2. e-Rad については代表機関だけを入力すると思うが、入力がうまくいかない等の e-Rad のテクニカルな問い合わせ先はどこにしたらよいのか。

A1-2. e-Rad のテクニカルな問合せについては専用の問い合わせ先（e-Rad ヘルプデスク）へお願いします。

e-Rad ヘルプデスク <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

Q1-3. 連名での提案の場合、NEDO からの助成金を直接受け取る予定のある各機関すべてが個別に e-Rad から申請（応募）必要があるのか、それとも中心的役割を担う機関が代表として申請するのか。

A1-3. 提案代表者（機関）のみが e-Rad で申請してください。

Q1-4. 申請企業として、代表企業と A 社の 2 社で行う場合、e-Rad における提案書 2 枚目の「研究機関 2. 研究機関組織の登録」の e-Rad 番号と会社名や経費を入力する項目には、「代表企業の〇〇（代表者）」と「A 社の△△氏」の 2 名で登録すれば問題ないか。

A1-4. 今回の助成先が書かれている 2 社ということでしたら、問題ありません。

Q1-5. 研究組織情報の登録は、あくまでも組織の登録であり、参画する「研究員」全員を登録するという意味ではないという理解でよいか。

A1-5. 法人としての登録を意味しており、参画する研究員全員を登録する必要はございません。

Q1-6. 研究組織情報の登録における直接経費・再委託費・共同実施費には、助成金として申請予定の金額を記載するのか、自己負担分も含むトータルの経費を記載するのか。

A1-6. 自己負担分を除く、補助対象とする費用を記載してください。

Q1-7. NEDO からの助成金を直接受け取る予定のある全ての機関は、会社概要等の書類を

e-Rad にアップロードするのか。それとも中心的な役割を担う企業のみでよいか。

A1-7. 全ての助成先についてアップロードをお願いします。

Q1-8. e-Rad でファイルをアップロードする枠における「応募情報ファイル」とは、チェックリストに記載されている資料を1つのpdfファイルにまとめてアップロードすることか。

A1-8. 「応募体制図」、「提案者一覧表」、「財務データ入力フォーム」、会社概要、経営状況を示す書類以外の1次審査に必要な書類を一式アップロードしてください。詳しくは、チェックリストをご確認ください。

Q1-9. 何にいくら使うかという助成金の使途は書類審査段階では不要という理解で良いか。  
(e-Rad では、直接経費の総額しか入力できない)

A1-9. 1次審査では不要ですが、積算根拠資料はご用意いただいた方が良いでしょう。  
2次審査で確認される場合がありますし、また、交付申請時には必須となります。

Q1-10. 別添資料の「ワークライフバランス等推進企業に関する認定等の状況について」も提出が必要か？

A1-10. 認定状況は「提案者一覧表」に記入し、提出してください。詳細は、公募要領 p.22 別添1をご確認ください。

Q1-11. 連名の場合 e-Rad には代表が登録すればよいか？

A1-11. はい。連携先法人につきましては、予定を含むすべてを別様式の「応募体制図」に記載ください。

Q1-12. e-Rad に研究者登録をしてから進める、という理解でよいか？

A1-12. はい。ただし、実際は研究機関の登録が終わってから、研究者登録を行うという流れです。(関連 Q&A : 1-4)

Q1-13. 応募に関して、e-Rad にて応募と書かれている。一般社団法人、スタートアップ企業、大企業、中小企業が連携してパターン3ケースCで応募する場合、連携に参加し、助成を受けようとする企業、団体はそれぞれが個別に e-Rad に登録している必要があるのか。あるいは連名の場合、代表法人が登録を行うと記載されているので代表法人となる団体・企業だけが e-Rad を登録し、応募手続きを行えばよいのか。

A1-13. e-Rad への登録作業は代表者の方が行うことが可能です。ただし、助成先として体制に追加するには、個別に研究機関として登録されている必要があります。

Q1-14. 申請企業として、代表企業と A 社の 2 社で行う場合、以下の提案資料は 2 社それぞれを用意することで問題ないか。

- ・ 利害関係の確認について (PDF)
- ・ 主任研究者研究経歴書 (PDF)
- ・ 若手研究者及び女性研究者数の記入について (PDF)
- ・ 会社案内等、会社概要をまとめた資料 (PDF)
- ・ 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等の直近 3 年分の経営状況を示す書類 (PDF)

A1-14. 以下のように準備願います。

- ・ 「若手研究者および女性研究者の記入について」は、各助成先の情報を 1 枚に集約して構いません。
- ・ それ以外は全て 2 社分必要です。

## 2. 助成事業全般

Q2-1. 予算額、採択件数目安はどの程度か。

A2-1. 事業規模については、公募要領 p.4 に記載のとおりです。

1 件あたりの助成金の限度額は、以下を予定しています。

「ケース A」および「ケース B」：2020 年度 5,000 万円以内、2021 年度 1 億円以内

「ケース C」：2020 年度 1.5 億円以内、2021 年度 3 億円以内

予算の範囲内で採択します。

なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

ケース毎の採択件数の目安は設定しておりませんので、予算上限を意識しつつ原則として審査結果の上位から採択候補が決定されることとなります。

Q2-2. 事業期間はいつからいつまでか？

A2-2. 2020～2021 年度となります。ただし、交付決定が 2020 年 10 月以降となる予定で、また、2021 年度は、2022 年 2 月末までですので、事業期間は、最長 1 年 5 か月以内になります。

Q2-3. ケース A（補助率 2/3）で、2020 年度の助成金を 5,000 万円、2021 年度の助成金を 1 億円で計画する場合、自己負担の必要額は、2020 年度 2,500 万円、2021 年度 5,000 万円という理解で間違いはないか。

A2-3. 間違いありません。

ちなみに、ケース B（補助率 1/2）で、2020 年度の助成金を 5,000 万円、2021 年度の助成金を 1 億円の計画する場合、自己負担の必要額は、2020 年度 5,000 万円、2021 年度 2 億円になります。

Q2-4 NEDO の他の事業、NEDO 以外の他の補助事業との併願は可能か？

A2-4. 併願については、同じテーマでの重複受給は不可です。もし重複したテーマで併願される場合は、どちらも採択された場合、どちらかを辞退していただくことになります。別テーマであれば、一部要員が重複していても応募可能ですが、費用計上のために従事時間の管理を徹底していただくことになります。

### 3. 提案内容関連

#### (ア) 全般

Q3-1. AI システム開発について業界横断とはどういう意味か。

A3-1. 将来的には、例えば自動車業界でもバイオ業界でも使えるシステムにしたいと考えています。短期的には単一業界内で、複数社で使用できるものでよいですが、拡張性のあるものを目指してください。

Q3-2. 業界横断型は 5 分野で横断できる必要があるのか？

A3-2. 分野間横断できることが理想ですが、業界内の事業者間の横断でも可とします。

Q3-3. イメージしている「プラットフォーム型サービス」の姿に、制約はあるのか。

A3-3. 特に制約はありません。

Q3-4. スマートライフについて、スマートホームに限定するなどのことはないか。

A3-4. 特に限定はありません。社会課題解決、生活改善など広くとらえていただいて結構です。

Q3-5. 農水産業などは、重点 5 項目に直接的には当てはまらないのか。

A3-5. そのようなことはありません。例えばサービスとしてとらえれば重点 5 分野のスマートライフとして当てはまる可能性もあります。

Q3-6. このプロジェクトの AI 開発は、独自の AI アルゴリズムを開発すること、汎用 AI に付加価値を付けていくこと、どちらが求められているのか？

A3-6. 特に限定はなく、データを活用して価値を生む AI システムの開発に対してサポートします。

Q3-7. ケース B の場合で、提案要件（具体的にこういうことをやってほしいというもの）があるか。

A3-7. 推奨している要件としては、分野横断的、諸外国との連携を求めています。社会課題の解決につながるような提案を期待しています。そういった提案なら、諸外国に先駆けてビジネスになると思われます。また、ユーザビリティからの評価フィードバックを反映いただくことも要件には含まれます。

Q3-8. スタートアップの要件として、創業年数や従業員数など定量的な指標があるか。

A3-8. 定量的な指標は中小企業要件（中企庁が定義）、中堅企業要件（NEDO が定義）のみ

です。(公募要領 p.5～6 をご確認ください)

#### (イ) 海外連携

Q3-9. AI システムについて、海外連携とはどういうことか。

A3-9. 海外への拡販が望めるという意味。販路のグローバル性を意味します。

Q3-10. 海外展開は必須か？

A3-10. 国内だけでビジネスをスケールさせることは難しいので、海外連携を目指すものが多くなると想定しています。提案段階で必ずしも海外連携の体制を確立する必要はなく、将来的な連携プランを示すということでも結構です。ただし、提案で連携体制をすでに構築していれば、審査上は差がつく場合があります。

Q3-11. 海外への展開が見込まれる事業との説明があつたが、具体的にはどういうイメージか。

A3-11. 日本は社会課題の先進国と言われており、その解決に向けて取り組めば、海外に先んじてビジネスになると考えています。また、プラットフォームやビックデータなどについては、海外の方が先に取り組んでいるものも多いですので、そういったものを活用するような提案は、審査の評価が高くなる可能性があります。

#### (ウ) リアルデータ関連

Q3-12. ケース A について、リアルデータに制約はあるか？

A3-12. リアルデータの分野が明らかであれば、特に制約はありません。

Q3-13. ケース A はデータを確保した上で応募とのことだが、ケース B の場合データはどうするのか？

A3-13. ケース B は事業期間中にデータ連携の実証ができるように、既に存在するデータや、データ収集の目途・道筋が立っているものと理解しています。

#### 4. 経費計上関連

Q4-1. 助成対象に対して制限・制約はあるのか？

A4-1. 経費計上可能な費目は、助成事業の事務処理マニュアル 28 ページに記載があるので参照願います。 <https://www.nedo.go.jp/content/100918229.pdf>

研究目的であれば費用計上は可能で、設備の購入以外にも、レンタルなどの費用を支払うことも可能です。汎用的に利用できるものは、計上できないケースがあります。購入した機械装置等は事業終了後も同一の研究開発目的であればそのまま使えます。しかし、例えば研究ではなくビジネス用途で使いたい等、目的を変えて使用する場合は、残存簿価相当額を納付していただく必要があります。詳しくは、Q7-9 をご参照ください。

Q4-2. 大学に対する定額助成が適用される場合、適用されない場合というのは、助成金を受け取る際に NEDO と直接契約するか否かの違いという理解でよいか。

A4-2. 提案において「共同研究先」に学術機関等が登録されている場合は、定額助成が適用されます。委託費、共同研究費の定義は以下の通りです。

委託費 : 助成事業者が、助成事業の一部を第三者に委託するのに要した経費  
共同研究費 : 助成事業者が、助成事業の一部を第三者と共同で実施するために要した経費

たとえば、スタートアップ企業が助成先の場合、補助率は 2/3 ですが、そこに共同研究先として大学が加わると、大学に対する共同研究費は定額助成（100%助成）となります。

Q4-3. インフラ整備に対して、支払い後のものを提出してお金をもらうことができるか？

A4-3. 交付決定よりも前に物品購入に関しては、助成対象経費にはなりません。原則、助成期間中に発注し、かつ支払いが完了したものが費用計上の対象となります。詳細は、「2020 年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル」の p.30 をご覧ください

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

Q4-4. 外部の人件費は、助成対象か。

A4-4. 人件費の項目に計上できるのは、助成事業者と直接の雇用関係のある方のみです。たとえば、外部の個人事業主に一部業務を発注することを想定されているのであれば、外注費となります。なお、研究開発要素のある業務は外注できません。

Q4-5. AWS などの「マネージドサービス」と呼ばれるクラウド型サーバーを用いてもよい



のか。

A4-5. クラウド型サーバーを使用されることに特に制限はありません。なお、200万円以上の契約・調達をされる場合は、原則相見積もりをしていただくことになっています。もし、相見積もりをしない場合は他のサービスと機能や価格の妥当性などを比較した上で、なぜそのサービスを選んだのかを「選定理由書」にて合理的に説明していただく必要があります。

ご参考：助成事業マニュアル

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

└経理処理について

<https://www.nedo.go.jp/content/100918229.pdf>

Q4-6. 委託費・共同研究費の割合に制限等あるのか？

A4-6. 委託費・共同研究費は助成対象費用の総額の50%未満となります。

Q4-7. 今回の助成で消費税分について、申請することは可能か。

A4-7. 消費税は助成対象費用としておりません。詳しくは「課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル」のp.18（注2）をご覧ください。

## 5. 提案体制関連

Q5-1. 委託・共同開発について、制約があるか。

A5-1. 助成先が、助成事業の一部を第三者に委託することを「委託」、助成先が、助成事業の一部を第三者と共同で実施することを「共同研究」としています。共同研究先が学術機関となる場合、定額補助（助成率100%）とすることができます。

Q5-2. ケース B、C について、スタートアップ単独の公募は可能か。

A5-2. 可能です。

Q5-3. 大学発ベンチャー的な取組みを行っているが、まだ法人化していない場合、大学がケース A で、提案者になることは可能か。

A5-3. ケース A は、中小企業または中堅企業であるスタートアップのみが提案者となりうるため、大学単独の提案は不可となります。

Q5-4. スタートアップの定義について、創立年数は要件外という認識でよいか。

A5-4. 結構です。4 要件（ミッション性、独創性、技術の革新性、急激な成長性）で判断します。ただし、中小・中堅企業であることが必要で、これから起業される場合は不可ですので、ご注意ください。

Q5-5. 大学・公的研究機関のかかわり方、大学等との連名提案は認められるか。

A5-5. 認められます。ただし、大学が助成事業者として企業と連名提案される場合は、大学にも助成率（1/2 または 2/3）が適用され、大学が自己負担する必要があるため、大学などの学術機関は、助成事業者の共同研究先として関わられるのが一般的です。なお、共同研究に係る大学の費用は、定額助成とすることができます。

ご参考： 公募要領 p.7(3) 委託費・共同研究費「学術機関等への定額助成」

Q5-6. 公募要領の助成対象事業者には大企業と中小企業の区分は明記されているが、社団法人についての区分が記されていない。一般社団法人については対象とならないのか。また、対象となる場合、条件などはあるか。

A5-6. 公募要領にありますとおり、中小企業や中堅企業に該当しないものを大企業と整理しております。条件については、公募要領 3.（1）の助成対象事業者の条件をご確認ください。

Q5-7. 連携先については体制図への連携会社名を記載すればよいか。

また連携先（複数予定）が公募申し込み時に確定していない場合、後程追加・変更す

ることは可能か。

A5-7. 連携先（協力関係ならば）について、予定を含めすべて記載してください。なお、助成先や、委託先・共同研究先のように、NEDO からのお金が流れる先については、極力確定の上で申し込みを行ってください。少なくとも採択審査委員会（2次審査）までには固めてください。

また、助成先、委託先、共同研究先を採択審査委員会後に変更する場合がありますが、費用が発生する者の体制追加はできません（再度審査が必要になります）。当初体制に組み込まれていた者を体制から外すことについては、体制から外しても当初達成しようと考えていた目標達成ができるのであれば、体制から外すことができる場合もあります。

Q5-8. 自治体が共同提案者として名を連ねることができるか。

A5-8. 助成先、委託先、共同研究先ではなく、協力機関として名を連ねることは可能です。提案時の体制図に記載してください。

Q5-9. 複数の機関が参加するコンソーシアムのような体制で申請を計画しているが、どのような体制で申請をすればよいのか。

①各機関が助成事業者として連名で申請する。

②代表機関がまとめて交付申請を行い、その他は委託先・共同研究先として参画する。

A5-9. 助成先それぞれの役割（特に研究開発の観点）が明確で体制そのものに妥当性があれば、どちらの体制でも申請は可能です。

Q5-10. 一部の研究・開発業務を外注（準委任）にする場合、その人の費用はどのように申請すればよいのか。

A5-10. 外注については、外注先の単価設定に従います。単価の妥当性については、御社にて十分にご確認いただくことになります。なお、研究開発要素がある業務を外注することはできませんので、ご注意ください。

詳細は、「課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル」の P75 に外注のことが記載されておりますので、ご確認ください。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

Q5-11. 2019年度の「AI システム共同開発支援事業」公募の際は、「連携先の事業会社と基本同意書および秘密保持の締結が事前に必要となる。」と公募要領にあったが今回の公募においても必要か。

A5-11. 基本同意書および秘密保持の締結について、NEDO への提出は不要です。ただし、

連携先事業者との契約は、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」に則り行うようにしてください。

経済産業省：AI・データの利用に関する契約ガイドライン

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200330001/20200330001.html>

Q5-12. ケース C の場合で、基盤をスタートアップが開発する場合、すでに開発されている AI システムを利用する場合、AI システムを無償で使わせてもらえないと考えられるが、その際、AI システム会社に委託することは可能か。

A5-12. AI システム会社に委託することは可能です。AI システムを単に知財として使用するだけだと、魅力的な提案にならない可能性があります。

Q5-13. 9月に会社が統合予定だが、支障等があるか。

A5-13. 直近の財務状況などを見ることとなります。統合が確実なものであれば、提案時には統合予定の会社の会社案内を全て添付し、事業化の計画なども統合後の予定を記載ください。あとは状況に応じて個別相談になります。

なお、事業期間中の会社統合等の手続きは、「2020年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル」の p.23 をご確認ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100918228.pdf>

## 6. 審査関連

Q6-1. ビジネスモデルキャンバスの各項目に分量の制限はあるか。フォーマットの枠を広げてもよいか。

A6-1. 制限はありませんが、文章だけでなく、図・グラフなども使用し、視覚的にもわかりやすい構成を心掛けてください。項目がそろっていれば、フォーマットの枠を広げていただいても問題ありませんが、1枚に4象限が収まるようにしてください。

Q6-2. 2次審査の会場はどこか。

A6-2. 2次審査は、ウェブ会議システムを利用して、オンラインで行う予定です。使用するサービス名などは、2次審査ご案内時にお知らせいたします。

Q6-3. プレゼンテーション審査の内容の「リスク管理」とはどのようなことか。

A6-3. ビジネスモデル上のクリティカルな要素を把握しているか、それが欠けた時にバックアップが考えられているか等について説明してください。

Q6-4. ケースCでの提案を検討中。たとえば、データ連携基盤の評価が高く、AIシステムの評価が低い場合どうなるのか、基盤で10点、AIで10点とかの配点か。

A6-4. ケースA～Cで同じ基準で審査します。Cの場合、AとBの組み合わせで評価されます。

Q6-5. 分野横断を求められていて、研究体制の中で競合事業者が名を連ねていると、審査において加点されるのか。

A6-5. 競合事業者が連名提案した場合の加点評価の仕組みありませんが、よりマーケットが広がるなど相乗効果が期待されれば、その面で評価されます。

Q6-6. 仮にまったく同じ提案で、大企業とスタートアップが提案した場合、スタートアップが有利になるのか。

A6-6. スタートアップには、加点があるため、有利になる可能性があります。

Q6-7. 重点5分野で提案を受け付けるとあるが、採択は、5分野のバランスなど考慮され予定か。

A6-7. 5分野でバランスさせる予定はありません。

Q6-8. 審査項目の「新型コロナウイルス禍によって、変容する社会的・市場ニーズに対応した事業・技術」とは。

A6-8. 新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、外出制限など感染拡大防止策が実施され、従業員の出勤制限、在宅勤務の拡大、製造現場の停滞によるグローバルサプライチェーンの途絶等、働き方や経済活動に大きな影響が発生、現在も影響が継続しています。

また、感染症対策と社会経済活動の両立を図るため、わが国でも新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が示されています。

従来から大きく変容した（している）これらの社会的・市場ニーズに対応し、新たに生じた、もしくは、今後発生が予想される課題を解決するような事業や技術に取り組む提案を評価したいと考えています。

## 7. 事業期間中・終了後

Q7-1. いつごろから助成金を受け取れるのか。

A7-1. 基本的には四半期に 1 度の間隔でお支払できるタイミングがあります。今年度は交付決定の日程との兼ね合いから、第 3 回目（10/E 締切で 11/E に振り込み予定）の手続きのタイミングから支払い可能となると想定しています。第 3 回目のタイミングは、支払い対象は助成額の 75%を上限としますが、申込み時点で発生が確実な経費だけを請求できるというのが原則です。

Q7-2. 委託事業と同様に成果報告書等の提出は必要になるのか？

A7-2. 委託事業ではないので、年度末の中間年報、事業終業後の成果報告書の提出は不要ですが、年度末と事業終了のタイミングで事業の進捗・達成状況を報告いただく、実績報告書（非公開資料）の提出が必要となります。

Q7-3. 助成金が次年度に増額されることはあるか。

A7-3. 複数年度交付を考慮しており、原則採択時に各年度の上限額が決定となるため事業途中の増額は困難です。

Q7-4. 事業開始段階では 2021 年度の予定を仮として立てて進め、2021 年度に入る際、変更が発生した場合予定をどこまで変えることができるのか。

A7-4. 当初の目標を上回るような積極的な計画変更については、基本的に柔軟に対応します。ただし、実施体制の変更（特に追加）は、申請承認プロセスが必要になるため、ハードルは高いです。

Q7-5. データ連携基盤の開発事業で、データの連携を運用でやってみるという者が、途中から助成先ではなく協力企業として参加することは可能か。

A7-5. 可能です。提案時に予定されているのであれば、できるだけ体制図に書いてください。ただし、協力企業の追加に伴い、事業費の増加を行う場合は、申請いただいた内容を審査した上で判断することになります。

Q7-6. 研究期間中、NEDO への進捗状況の報告は、どの程度の頻度で必要になるのか。

A7-6. 進捗報告は、テーマにもよりますが、1 か月または 2 か月に 1 回の頻度で行うのが一般的です。

Q7-7. 研究期間終了後、NEDO から何らかの支援があるか。期間終了後の報告等はどうなるのか。

A7-7. 成果報告会のような成果発信の場の提供や、NEDOの出展する国内外の展示会に出展いただける場合もあります。また、成果のプレスリリースを行う際には、案件によってはNEDOも同時にニュースリリースする場合があります。

期間終了後は、企業化状況報告の提出や、追跡調査（5年程度）へのご協力をお願いいたします。

Q7-8. 収益納付について、収益を上げた場合、全額納付する必要があるのか。

A7-8. 助成先は、助成事業終了後の翌年度以降5年間、「企業家状況報告書」をNEDOに提出いただきます。本報告書により、助成先に助成事業に基づく収益があったとNEDOが認めた場合は、NEDOの求めに応じて収益の一部を納付していただきます。この時の収益納付額算定式は、「助成事業に係る当該年度収益額」に「助成金寄与度」を乗じた金額となります。詳細は、以下のマニュアルの説明を参照してください。

XII.助成事業終了後の手続等

<https://www.nedo.go.jp/content/100878994.pdf>

Q7-9. 助成事業で購入した財産の取り扱いに制限はあるか？

A7-9. 助成事業で購入した財産は、助成事業者の帰属となりますが、処分制限財産として取り扱っていただく必要があります。具体的には研究開発以外の目的での使用、例えば商用転用する場合は、

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/kaikei24.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei24.pdf)

にもとづき、残存簿価相当額に補助率を乗じた金額を納付していただく必要があります。



## 8. 成果の取り扱い

Q8-1. 知財の扱いはどのようなになるか？

A8-1. 助成事業ですので、知財含む成果はすべて事業者に帰属します。最低限の知財業務処理能力を事業者に求めます。

また、連携して研究開発する機関とは、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参考に契約を締結するようにしてください。

「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200330001/20200330001.html>

Q8-2. 出来上がった後のサービス展開は、提案者自身が行ってよいのか。

A8-2. 助成事業の成果は助成事業者に帰属しますので、サービス展開は助成事業者が主体的に行っていただくことを想定しています。

Q8-3. 助成事業期間中に社会実装できるようになった場合、助成事業期間の途中で事業化してもよいのか？

A8-3. 問題ありませんが、事業化時点で助成事業完了になる可能性もあるので、前もってご相談ください。

**9. 今後の公募予定について**

Q9-1. 来年度以降の募集はあるのか？

A9-1. 本事業の公募は、今回が最後となり、来年度は研究開発事業の公募は実施しない予定です。

以上